

(平成22年8月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	87 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	85 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、夫の父親に勧められA町(現在は、B町)で国民年金に任意加入し、昭和36年4月から1年分の保険料を納付した。

昭和37年12月に私の夫の転勤に伴いC市に転居した際、夫の会社の人から「厚生年金保険加入者の扶養配偶者は国民年金を支払わなくてもよい。」旨の説明を受け、国民年金保険料の納付をやめた。

申立期間の国民年金保険料は還付されているとのことだが、その覚えはなく、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月1日発行の国民年金手帳記号番号が付された国民年金手帳を所持しており、同手帳により35年12月12日に国民年金に任意加入していたことが確認できる。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料を昭和37年7月6日に納付したことを示す領収証書を所持しており、当該領収証書の「国民年金手帳の記号・番号」は申立人が所持している同手帳記号番号と一致することから、申立人が申立期間の保険料を納付していたことが認められる。

さらに、上記手帳記号番号については、取り消されていることが確認できるが、その時期は不明であるとともに、申立人には同手帳記号番号が取り消される事由が無く、申立期間の国民年金保険料が還付された形跡も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から11年3月まで

私は、申立期間当時は学生であり、母親が毎年、国民年金保険料の免除申請を行ってくれていた。申立期間の前後は国民年金保険料の免除期間とされ、申立期間のみが免除期間とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、i) 申立人の国民年金保険料の免除申請は、平成9年度は20歳に到達した翌月(平成9年*月)に、11年度は5月に行われていること、ii) 申立人の兄の保険料の免除申請は、7年度は20歳に到達した翌月(平成7年*月)に、8年度は5月に行われていること、iii) 申立人の弟の国民年金保険料の学生納付特例申請も12年度及び13年度はいずれも4月に行われていることが確認できることから、これらの申請を行ったとする申立人の母親は、国民年金保険料の免除制度についての理解や意識が高かったものと考えられる。

また、申立人及びその母親から当時の生活状況を聴取したところ、申立期間とその前後において、特段の事情の変化が認められないことから、申立人の母親が、申立期間のみ免除申請を失念したものとは考え難い。

さらに、申立人の母親は、国民年金に任意加入して保険料を納付しているほか、第3号被保険者及び厚生年金保険との切替手続も適切に行っており、公的年金制度に対する意識の高さがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

なお、申立期間のうち、平成11年1月については、過誤納保険料（平成13年1月分）が充当され、納付済みとなっているが、今回の記録訂正により還付することが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間： 別添一覧表参照

A社から支給された申立期間の標準賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除項目一覧表により、申立人は、〈申立期間〉（別添一覧表参照）に、同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、支給控除項目一覧表における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否

かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種案件 77 件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	都道府県	納付期記録の訂正 が必要な期間	標準賞与額
					平成16年12月13日	87万円
					平成17年10月12日	16万3,000円
					平成17年12月13日	87万6,000円
2427	男		昭和17年生		平成16年10月12日	7万9,000円
					平成16年12月13日	26万2,000円
					平成17年10月12日	8万2,000円
					平成17年12月13日	26万4,000円
2428	女		昭和30年生		平成16年10月12日	7万9,000円
					平成16年12月13日	59万3,000円
					平成17年10月12日	8万2,000円
					平成17年12月13日	59万8,000円
2429	女		昭和49年生		平成16年10月12日	5万7,000円
					平成16年12月13日	53万1,000円
					平成17年10月12日	5万9,000円
					平成17年12月13日	54万3,000円
2430	女		昭和32年生		平成16年10月12日	7万9,000円
					平成16年12月13日	23万6,000円
					平成17年10月12日	8万2,000円
					平成17年12月13日	23万8,000円
2431	女		昭和31年生		平成16年10月12日	5万7,000円
					平成16年12月13日	53万円
					平成17年10月12日	5万9,000円
					平成17年12月13日	53万6,000円
2432	女		昭和34年生		平成16年10月12日	13万2,000円
					平成16年12月13日	51万8,000円
					平成17年10月12日	8万2,000円
					平成17年12月13日	52万3,000円
2433	女		昭和36年生		平成16年10月12日	5万7,000円
					平成16年12月13日	23万6,000円
					平成17年10月12日	5万9,000円
					平成17年12月13日	23万8,000円
2434	女		昭和40年生		平成16年10月12日	15万8,000円
					平成16年12月13日	23万4,000円
					平成17年10月12日	16万3,000円
					平成17年12月13日	23万6,000円
2435	女		昭和55年生		平成16年10月12日	5万7,000円
					平成16年12月13日	23万4,000円
					平成17年10月12日	8万2,000円
					平成17年12月13日	23万6,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	都道府県	納付期記録の訂正が必要な期間	標準賞与額
2436	女		昭和24年生		平成16年10月12日	5万7,000円
					平成16年12月13日	80万円
					平成17年10月12日	5万9,000円
					平成17年12月13日	82万7,000円
2437	女		昭和29年生		平成16年10月12日	7万9,000円
					平成16年12月13日	65万3,000円
2438	女		昭和43年生		平成17年10月12日	13万6,000円
					平成17年12月13日	23万4,000円
2439	女		昭和23年生		平成17年10月12日	5万9,000円
					平成17年12月13日	67万5,000円
2440	女		昭和51年生		平成17年10月12日	5万9,000円
					平成17年12月13日	23万4,000円
2441	女		昭和29年生		平成17年10月12日	5万9,000円
					平成17年12月13日	23万4,000円
2442	女		昭和56年生		平成17年10月12日	8万2,000円
					平成17年12月13日	40万円
2443	女		昭和52年生		平成17年10月12日	8万2,000円
					平成17年12月13日	32万5,000円
2444	男		昭和43年生		平成17年10月12日	8万2,000円
					平成17年12月13日	51万円
2445	女		昭和25年生		平成17年10月12日	13万6,000円
					平成17年12月13日	63万7,000円
2446	女		昭和34年生		平成17年10月12日	8万2,000円
					平成17年12月13日	23万4,000円
2447	女		昭和45年生		平成17年10月12日	5万9,000円
					平成17年12月13日	2万円
2448	女		昭和24年生		平成17年10月12日	8万2,000円
					平成17年12月13日	67万5000円
2449	女		昭和22年生		平成16年10月12日	7万9,000円
					平成16年12月13日	93万1,000円
					平成17年10月12日	8万2,000円
					平成17年12月13日	93万6,000円
2450	女		昭和27年生		平成16年10月12日	5万7,000円
					平成16年12月13日	41万3,000円
					平成17年10月12日	5万9,000円
					平成17年12月13日	37万9,000円
2451	女		昭和20年生		平成16年10月12日	5万7,000円
					平成16年12月13日	42万6,000円
2452	女		昭和29年生		平成16年10月12日	7万9,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	都道府県	納付期記録の訂正が必要な期間	標準賞与額
					平成16年12月13日	75万3,000円
					平成17年10月12日	8万2,000円
					平成17年12月13日	75万8,000円
2453	女		昭和23年生		平成16年10月12日	5万7,000円
					平成16年12月13日	72万3,000円
					平成17年10月12日	5万9,000円
					平成17年12月13日	77万5,000円
2454	女		昭和21年生		平成16年10月12日	7万9,000円
					平成16年12月13日	33万1,000円
					平成17年10月12日	8万2,000円
					平成17年12月13日	33万3,000円
2455	女		昭和16年生		平成16年10月12日	5万7,000円
					平成16年12月13日	58万6,000円
					平成17年10月12日	5万9,000円
					平成17年12月13日	45万7,000円
2456	男		昭和40年生		平成16年10月12日	15万8,000円
					平成16年12月13日	80万8,000円
2457	女		昭和24年生		平成16年10月12日	7万9,000円
					平成16年12月13日	32万3,000円
					平成17年10月12日	8万2,000円
					平成17年12月13日	32万6,000円
2458	男		昭和26年生		平成16年10月12日	13万2,000円
					平成16年12月13日	70万3,000円
					平成17年10月12日	13万6,000円
					平成17年12月13日	70万7,000円
2459	女		昭和22年生		平成16年10月12日	7万9,000円
					平成16年12月13日	72万5,000円
					平成17年10月12日	8万2,000円
					平成17年12月13日	73万円
2460	女		昭和38年生		平成16年10月12日	7万9,000円
					平成16年12月13日	55万5,000円
					平成17年10月12日	8万2,000円
					平成17年12月13日	56万1,000円
2461	女		昭和34年生		平成16年10月12日	7万9,000円
					平成16年12月13日	57万1,000円
2462	女		昭和52年生		平成16年10月12日	5万7,000円
					平成16年12月13日	37万8,000円
2463	男		昭和44年生		平成16年10月12日	13万2,000円
					平成16年12月13日	61万7,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	都道府県	納付期記録の訂正 が必要な期間	標準賞与額
					平成17年10月12日	13万6,000円
					平成17年12月13日	63万円
2464	女		昭和23年生		平成16年10月12日	5万7,000円
					平成16年12月13日	83万円
					平成17年10月12日	5万9,000円
					平成17年12月13日	83万6,000円
2465	男		昭和51年生		平成16年10月12日	7万9,000円
					平成16年12月13日	24万2,000円
					平成17年10月12日	8万2,000円
					平成17年12月13日	24万4,000円
2466	女		昭和47年生		平成16年10月12日	13万2,000円
					平成16年12月13日	24万2,000円
2467	男		昭和37年生		平成16年10月12日	7万9,000円
					平成16年12月13日	64万5,000円
					平成17年10月12日	8万2,000円
					平成17年12月13日	65万円
2468	女		昭和53年生		平成16年10月12日	7万9,000円
					平成16年12月13日	55万5,000円
					平成17年10月12日	5万9,000円
2469	女		昭和52年生		平成16年10月12日	7万9,000円
					平成16年12月13日	33万2,000円
					平成17年10月12日	5万9,000円
					平成17年12月13日	33万6,000円
2470	男		昭和53年生		平成16年10月12日	7万9,000円
					平成16年12月13日	53万2,000円
2471	女		昭和53年生		平成16年10月12日	7万9,000円
					平成16年12月13日	42万5,000円
					平成17年10月12日	8万2,000円
					平成17年12月13日	43万円
2472	女		昭和55年生		平成16年10月12日	7万9,000円
					平成16年12月13日	23万6,000円
					平成17年10月12日	8万2,000円
					平成17年12月13日	23万8,000円
2473	女		昭和32年生		平成16年10月12日	5万7,000円
					平成16年12月13日	54万3,000円
					平成17年10月12日	5万9,000円
					平成17年12月13日	54万8,000円
2474	女		昭和55年生		平成16年10月12日	5万7,000円
					平成16年12月13日	50万3,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	都道府県	納付期記録の訂正 が必要な期間	標準賞与額
					平成17年10月12日	5万9,000円
					平成17年12月13日	51万円
2475	女		昭和55年生		平成16年10月12日	7万9,000円
					平成16年12月13日	40万5,000円
					平成17年10月12日	8万2,000円
					平成17年12月13日	41万2,000円
2476	女		昭和27年生		平成16年10月12日	5万7,000円
					平成16年12月13日	65万円
2477	女		昭和54年生		平成16年10月12日	7万9,000円
					平成16年12月13日	50万円
					平成17年10月12日	8万2,000円
					平成17年12月13日	50万2,000円
2478	女		昭和23年生		平成16年10月12日	7万9,000円
					平成16年12月13日	2万円
2479	女		昭和49年生		平成17年10月12日	8万2,000円
					平成17年12月13日	44万円
2480	女		昭和28年生		平成17年10月12日	5万9,000円
					平成17年12月13日	60万円
2481	女		昭和33年生		平成17年10月12日	5万9,000円
					平成17年12月13日	63万7,000円
2482	女		昭和43年生		平成16年10月12日	7万9,000円
					平成16年12月13日	63万2,000円
2483	女		昭和32年生		平成16年10月12日	7万9,000円
					平成16年12月13日	61万3,000円
					平成17年10月12日	8万2,000円
					平成17年12月13日	61万8,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和38年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月14日から38年1月1日まで
A社に昭和33年4月1日に入社し、途中転勤はあったが平成8年3月31日に退職するまで継続して勤務していた。

申立期間は、A社B支店から同社C支店に異動となった時期であるが、厚生年金保険の加入記録が無い。継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事個人票、同社からの回答、雇用保険の被保険者記録及びD国民健康保険の加入記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年1月1日付けでA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和37年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「確認できる関連資料は無いが、申立期間当時の事務担当者の事務処理誤りである可能性が考えられ、申立てどおりの届出を行っておらず、また、申立期間の厚生年金保険料も納付していないと考えられる。」と回答していることから、事業主が昭和37年12月14日を厚生年金保険被保険者資格喪

失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の同保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていることが認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を11万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月3日

A社B支店に勤務していた申立期間に支給された賞与について、厚生年金保険の標準賞与額として記録されていないことから、同社同支店から当該賞与に係る賞与支払届を届け出たが、当該賞与に係る同保険料は時効により納付することができず、当該標準賞与額に係る記録が年金給付に反映されていないので、年金給付に反映されるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」と「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人は、平成16年12月1日に同社同支店に係る厚生年金保険の被保険者資格（被保険者整理番号*番）を喪失し、同日付で、再度同保険の被保険者資格（被保険者整理番号*番）を取得していることから、同日以後に支給された申立人の申立期間に係る賞与については、再取得後の被保険者整理番号*番に基づき届け出るべきところ、同社同支店から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」（以下「賞与支払届」という。）の写しによると、同社同支店は、従前の被保険者整理番号*番をもって届け出ており、17年1月5日付けの健康保険厚生年金保険被保険者標準賞与額決定通知書において、申立人の申立期間に係る標準賞与額は記載されていない。

これによって、A社B支店は、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、

当該標準賞与額に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年1月12日に、再取得後の被保険者整理番号をもって、再度申立人の申立期間に係る「賞与支払届」を届け出ていることが、同社同支店から提出された同届書の写しにより確認できるものの、オンライン記録においては、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る厚生年金保険被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないものとされている。

しかしながら、厚生年金保険被保険者資格を喪失した被保険者整理番号により賞与支払届が提出された場合の事務処理について、日本年金機構に照会したところ、同機構は「資格喪失後の賞与支払届が提出された場合は、資格画面により、被保険者番号の相違が無いか、又は、喪失後に別番号にて再取得を行っていないか等を確認の上、喪失後賞与であることが判明した場合は、処理不要としている。事業所が誤って喪失した被保険者番号にて届出があった場合、このような事後確認を行い、正しい被保険者番号にて処理をすることが可能であり、その確認をすべきであると考え。」と回答していること、及びオンライン記録によると、申立人の標準賞与額に係る社会保険事務所の事務処理は、申立人の平成16年12月1日付けによる厚生年金保険被保険者資格の再取得に係る事務処理が行われた同年12月13日以後の17年1月5日に行われていることを併せて判断すると、社会保険事務所において、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、申立人の再取得後の被保険者整理番号に基づくものとして記録すべきであったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間における賞与支払届に係る社会保険事務所の事務処理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人の主張する平成16年12月3日の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行っていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、申立人及びA社B支店のいずれからも提出された賞与支給明細台帳に記載されている厚生年金保険料控除額から、11万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月 4 日から 39 年 11 月 1 日まで
② 昭和 41 年 7 月 1 日から 43 年 1 月 12 日まで
③ 昭和 43 年 7 月 1 日から 44 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①、②及び③については脱退手当金を受給しているため年金額に反映されないとの回答があった。

脱退手当金を受け取っていないので、すべての申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間における最終事業所での厚生年金保険被保険者資格喪失日の約 4 年 10 か月後に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて脱退手当金を代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とすべきであるところ、申立期間①と②の間にある A 社 B 営業所に係る厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金の計算の基礎とされておらず未請求となっている。

しかしながら、申立期間②に係る事業所（本社）の営業所である厚生年金保険被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人に支給されたとする脱退手当金の支給額は、法定支給額と 586 円相違しており、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和52年5月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和54年2月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

さらに、申立人は、申立期間④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和63年10月1日に訂正し、申立期間④の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、各事業主は、申立人に係る申立期間①、②及び④の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年5月1日から同年6月1日まで
② 昭和54年1月31日から同年2月1日まで
③ 昭和54年2月1日から同年8月1日まで
④ 昭和63年9月30日から同年10月1日まで

昭和51年4月1日にC社に入社と同時に関連会社であるA社へ出向となった。C社の組織変更に伴い、52年4月末で同社を退職し、A社に同年5月1日に入社した。その後、A社のD事業部が分離独立することになり、54年1月末で同社を退職し、同年2月1日にB社に入社、63年9月末日まで勤務していた。

A社及びB社における厚生年金保険の被保険者資格取得日及び同資格喪失日は、それぞれ実態と異なっており、年金記録に空白期間が生じているので、各申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほ

しい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録によると、A社における申立人の資格取得日は昭和52年5月1日と記録されており、申立人が同日から同社に勤務していたことが確認できる。

また、i) 申立人が、昭和52年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることがオンライン記録により確認できるC社と申立事業所であるA社について、商業登記簿謄本により、両社は同じ場所に存在していたことが確認できる上、両社の取締役を兼任している者が存在することから、関連会社であると認められること、ii) 申立人が名前を挙げた同僚の供述により、申立人が申立期間①以前からA社に出向していたことが確認できること、iii) オンライン記録により、申立人と同様にC社からA社に移籍したことが確認できる5人のうち3人(申立人を含む。)について、同社において同年4月16日から勤務を開始したとする者が、「私が勤務を開始した時は、既に勤務していた。」と述べていることから判断すると、同年5月1日の前後において、申立人の勤務場所及び仕事内容等に変化は無かったものと考えられ、申立期間①の1か月のみ給与から厚生年金保険料が控除されなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和52年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和52年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①においては適用事業所としての記録が無い。しかし、複数の従業員の供述により、当該期間において、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、A社は昭和59年1月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も所在不明であることから確認できないが、事業主は、申立期間①において、適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録によると、A社における申

立人の離職日は昭和 54 年 1 月 31 日と記録されており、申立人が同日まで同社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人の A 社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、雇用保険の離職日と同日の昭和 54 年 1 月 31 日と記録されているが、申立人が、申立期間②当時、同社の社会保険事務を担当していたとする者（他社に勤務する者）に照会したところ、「私が勤務していた会社の社長と A 社の社長は知り合いであったので、A 社の社会保険事務は私が行っていた。厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日になるということは承知しておらず、当時、私が誤って届出をしたのかもしれない。」と述べている。

さらに、申立人及び当該事業所に勤務していた複数の者（このうちの一人は取締役であったことが商業登記簿謄本により確認できる者）が、「厚生年金保険料の控除は、当月控除であった。」と述べている上、オンライン記録により、当該事業所において、昭和 53 年 8 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる者は、「私は、昭和 53 年 8 月 25 日に最後の給料をそれまでと変わりなく普通にもらい、末日まで勤務して辞めた。」と述べていることから、厚生年金保険の被保険者資格喪失月についても厚生年金保険料が控除されていたものと判断できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る A 社における昭和 53 年 12 月の社会保険事務所の記録から、10 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は昭和 59 年 1 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主の所在も不明であることから確認できないが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を 54 年 2 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 1 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が申立人に係る同資格喪失年月日を同日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間④について、雇用保険の被保険者記録によると、B 社における申立人の離職日は昭和 63 年 9 月 30 日と記録されており、申立人が同日まで同社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人の B 社における厚生年金保険の被保

険者資格喪失日は、雇用保険の離職日と同日の昭和 63 年 9 月 30 日と記録されているが、申立期間④当時、当該事業所の社会保険事務を担当していたとする者に照会したところ、「厚生年金保険の被保険者資格喪失日が退職日の翌日になることは分からず、申立人の同資格喪失日を誤って届け出たかもしれない。」と述べている。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚（取締役であった者）の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、オンライン記録により申立人とは異なる年月ではあるが同様に月末となっていることが確認できるところ、当該同僚は、「月末まで勤務した。」と述べている。

加えて、前述の社会保険事務担当者は、「B社では、当月分の給与から厚生年金保険料を預かり、翌月に納付していたので、末日で退職する者からは、最後に支給する給与から 1 か月分の厚生年金保険料を控除していた。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間④において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、申立人に係る B 社における昭和 63 年 8 月の社会保険事務所の記録から、24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は、申立期間④における資料は無いと回答していることから確認できないが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和 63 年 10 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が申立人に係る同資格喪失年月日を同日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間④の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

4 申立期間③について、雇用保険の被保険者記録によると、B 社における申立人の資格取得日は昭和 54 年 2 月 1 日と記録されており、申立人が同日から同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 54 年 8 月 1 日であり、申立期間③当時は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、当時の事業主は、「理由ははっきりと記憶していないが、会社設立後すぐには厚生年金保険に加入できず、昭和 54 年 8 月からの加入になったと記憶している。加入前は、従業員の給料から厚生年金保険料を控除してい

ない。」と述べている。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚の一人も、「厚生年金保険には、入社後数か月経ってから加入した。」と述べており、申立期間③において、厚生年金保険料が控除されていたことを裏付ける資料及び供述を得ることができない上、前述の社会保険事務担当者は、「私はB社に入社してから初めて給与計算を担当した。会社設立当初は、給与から厚生年金保険料を控除するということさえ知らなかったので、厚生年金保険に加入していないにもかかわらず、給与から同保険料を控除することはあり得ない。」と述べている。

加えて、申立人が申立期間③において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA市B事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和61年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月31日から61年1月1日まで

A市B事業所において、昭和60年4月1日から同年12月31日まで臨時職員のC専門職として勤務し、61年1月1日からは正職員となり、共済組合員となったが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間において継続して勤務していたことを確認できる当時の職員履歴書を保管しているため、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA市職員履歴書、及び申立人と同期採用で、同時に臨時職員から正職員に任命された同職種の同僚が保管する昭和60年12月分の給与明細書により、申立人がA市B事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA市B事業所に係る昭和60年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主は同保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和61年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを60年12

月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和39年11月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を36年6月から37年9月までは5,000円、同年10月から38年9月までは8,000円、同年10月から39年9月までは1万円、同年10月は1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月1日から同年6月26日まで
② 昭和36年6月16日から39年11月1日まで

昭和35年3月25日から39年10月31日まで、A社にC職として勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、入社当初の期間（申立期間①）及び退職前の期間（申立期間②）の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、同僚の供述及び申立人が申立事業所を退職したとする翌年に勤務したD社が保管する人事記録から判断すると、申立人は申立期間②にA社で勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、当該事業所は、昭和36年6月16日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同日に25人（申立人を含む。）が厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。これら申立人と同時に同被保険者資格を喪失している同僚に照会したところ5人から回答を得られ

たが、このうち3人は、いずれも申立人と同じく、「A社は、昭和36年6月16日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったとされているが、同社は同日以降も変わらず営業していた。私は、同日以降も継続して勤務しており、業務内容や勤務形態に変更がなく、厚生年金保険料も控除されていた。」と回答している上、残り二人は、「申立期間②当時のことは、記憶にない。」と回答しており、申立期間②当時、厚生年金保険料の控除は無かったとする同僚は、確認できない。

さらに、当該事業所は、当時、都道府県知事の認可を受けた厚生年金保険の任意包括適用事業所であったことから、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなるためには、当該事業所に使用される者の4分の3以上の同意が必要であるが、先述の同僚5人は、いずれも「当時、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなることについて、事業主から何も説明がなく承知していなかった。当然、同意もしていない。」と回答している。

加えて、事業所名簿によると、当該事業所は、昭和36年6月16日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなってから約11年後の47年6月12日に社会保険庁長官の認可を受けて再び厚生年金保険の任意包括適用事業所となっている。そして、当該事業所が任意包括適用事業所となる際には、当時、当該事業所に使用される者の2分の1以上の同意が必要とされていたが、健康保険厚生年金保険被保険者原票から同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している5人に照会したところ、回答があった4人は、いずれも「私は、昭和47年6月12日に厚生年金保険の任意包括適用事業所となる以前から勤務していたが、当時、事業主から厚生年金保険の適用事業所となることについて、何も説明がなく、同意もしていない。」と回答している。

その上、上記の同僚4人のうち、当該事業所でE業務を担当していた同僚からは、「A社のE業務をしていた時、申立期間②当時、勤務していたと思われる元従業員数人が、給料から厚生年金保険料が控除されていたのに年金記録が無いと言って事務所を訪ねて来た。」との供述があった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の昭和36年5月の社会保険事務所（当時）の記録及び同職種の同僚の47年6月の社会保険事務所の記録から判断すると、36年6月から37年9月までは5,000円、同年10月から38年9月までは8,000円、同年10月から39年9月までは1万円、同年10月は1万2,000円とすることが妥当である。

一方、被保険者名簿によると、当該事業所は昭和36年6月16日に厚生年金保険の任意包括適用事業所に該当しなくなっているが、先述のとおり、事

業主から申立人を含む被保険者に対して適用事業所でなくなる届出に関する適切な説明が行われず、同意を得ていたとは考え難いことから、事業主が行った当該事業所を任意包括適用事業所でなくする手続に瑕疵があったと認められ、申立期間②当時においても、当該事業所は任意包括適用事業所であった期間における場合と同様の取扱いとすべきものと考えられる。

なお、事業主は、申立人の申立期間②において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、同僚の供述及び申立人が申立事業所を退職したとする翌年に勤務したD社が保管する人事記録から判断すると、申立人は申立期間①に当該事業所で勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は昭和54年9月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、現在の事業主は、「当時の社長は17年前に死亡しており、当時の資料も残されていないため、申立人の厚生年金保険の適用状況については分からない。」と回答している。

また、申立期間①当時の当該事業所の社会保険事務担当者は、既に死亡していることから、この者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

さらに、被保険者名簿から、申立期間①及びその前後の期間において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚のうち、回答を得られた5人について、本人が記憶している入社時期と厚生年金保険の被保険者資格の取得時期の関係をみると、いずれも入社したと記憶している日から1か月から6か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、入社と同時に同保険の資格を取得している者は確認できなかった。

加えて、上記の回答があった同僚のうち、申立人が名前を挙げた同僚からは、「私は申立人が当該事業所に入社したとする昭和35年3月よりも少し後の同年5月に入社したが、健康保険証は入社してから1か月ほど後にもらった記憶がある。入社当初の1か月は試用期間であったため厚生年金保険に加入しておらず、その間は厚生年金保険料を控除されていなかったと思う。」との回答があった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA市役所における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和38年12月10日、同資格喪失日を41年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を38年12月から39年3月までは8,000円、同年4月から40年3月までは9,000円、同年4月から41年3月までは1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月16日から41年4月1日まで
昭和30年ごろから、A市B局C事業所においてD業務員として勤務した。当初は非常勤であったが、昭和36年ごろから常勤勤務となり、同年8月1日から厚生年金保険に加入した。

昭和41年4月1日にA市立E施設の設置に伴い、A市の雇員として採用されるまで、A市B局C事業所において継続して勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する辞令及びA市役所が保管する同市B局の辞令簿並びに同僚の供述内容から判断すると、申立人は、申立期間においてC事業所にD業務員として継続して勤務していたことが認められる。

また、A市役所は、「申立期間当時、A市B局の健康保険及び厚生年金保険の届出は、A市F課で一括して行っていたと考えられる。D業務員は、二つ以上の事業所に使用される場合など特別な事情に該当しない限り厚生年金保険

に加入させており、申立人が、申立期間以前に厚生年金保険に加入していたのであれば、申立期間についても引き続き厚生年金保険料が給与から控除されていたと考えられる。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた同職種の同僚4人のうち所在が確認できる唯一の同僚は、「申立人は申立期間も継続して勤務しており、厚生年金保険被保険者資格を喪失したとされる昭和38年12月16日前後で、勤務日数や勤務時間が少なくなったことなどはなかったと思う。申立人が申立期間に年金記録が欠落するような事情は考えられない。」と回答している。

加えて、A市役所が保管する人事記録、同市が保管する年金記録及びオンライン記録によると、先述の同僚4人は、いずれもC事業所でD業務員として採用された当初は、同事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得し、その後、同市の嘱託職員として採用されると同時に同被保険者資格を喪失し、同日にA市役所において同被保険者資格を取得しており、厚生年金保険の加入記録が継続している。そして、オンライン記録及び申立人が所持するA市B局の辞令によると、申立人は、同事業所に勤務した当初は、同事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得し、同市の嘱託職員として採用となった昭和38年12月10日の直後の同年12月16日に同被保険者資格を喪失していることが確認できる。これらの状況を踏まえると、申立人は、同年12月10日にA市役所において同被保険者資格を取得する取扱いを受けていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持している辞令に記載されている報酬月額から、昭和38年12月から39年3月までは8,000円、同年4月から40年3月までは9,000円、同年4月から41年3月までは1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定、厚生年金保険被保険者資格の喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）は当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ厚生年金保険被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年12月から41年3月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、平成15年10月は16万円、同年11月は17万円、同年12月は16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年10月1日から16年1月15日まで

勤務していたA社の工場が売却されたことにより、平成15年10月から別会社であるB社に勤務することになった。勤務地、給与等の労働条件は変わらなかったのに社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間の標準報酬月額が給与支給明細書の厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額と相違しているので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が保管する給与支給明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年10月は16万円、同年11月は17万円、同年12月は16万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に破産しており、当該保険料を納付したか否かについて不明であるが、給与支給明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に

見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道国民年金 事案 1671 (事案 1408 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から同年8月まで

私の最初の申立ての「昭和42年9月ごろにA市役所で国民年金の加入手続をした。」という主張に対し、加入手続は昭和44年4月ごろであるという前回の第三者委員会の決定については、私の記憶違いであったかもしれないので今回は主張しない。

しかし、国民年金の加入手続が昭和44年4月であったとしても、私は申立期間に働いていたわけでもなく、私の夫も申立期間当時は国民年金の強制加入者であることから、申立期間についても、私は国民年金の強制加入資格があるので、資格取得日は42年4月1日になるはずである。

申立期間の国民年金保険料は、申立期間の後の保険料を分割して過年度納付している期間と同様にA市役所で納付しているはずなので、申立期間が未加入で未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、昭和42年9月ごろ、A市役所の窓口で国民年金の加入手続を行った際に申立期間の国民年金保険料を一括納付したと主張していたところ、国民年金手帳記号番号払出簿により加入手続を行ったのは44年4月ごろであることが確認でき、その時点で過年度納付が可能な期間について^{さかのぼ}遡って保険料が納付されているが、申立人の特殊台帳(マイクロフィルム)では申立期間は未加入期間となっていることから、申立期間の保険料の納付書が申立人に交付されたものとは考え難いとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年2月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てで、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は昭

和 42 年 4 月 1 日であるはずであり、申立期間後に過年度納付したこととなっている国民年金保険料と同様に、申立期間の保険料についても国民年金の加入手続を行った A 市役所で納付しているはずであると述べているが、i) 同市役所では過年度保険料の収納業務は行っておらず、申立人から国民年金の加入手続や保険料の納付場所などの状況についての具体的な説明が無いこと、ii) 申立期間が国民年金の未加入期間となっていることについて、その理由については不明であるが、申立人の特殊台帳において、加入手続の当初から未加入期間となっている上、申立人の国民年金手帳記号番号の周辺番号の者について特殊台帳を確認したが、申立人を含め不適切な記録管理の形跡は見当たらないため、申立人の主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1672

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から61年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から61年3月まで

私は、昭和59年9月に勤めていた会社が倒産して失業した。収入が無くなり生計を立てることができないため、同年10月ごろ、私の妻がA市B区役所の年金担当係へ電話をかけ、私の国民年金保険料の納付を免除してもらうように依頼したはずである。

私の国民年金の加入手続は、昭和59年11月ごろ、私の妻が同区役所で行ってくれた。

申立期間の国民年金保険料が免除されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和59年10月ころ、申立人の妻が、A市B区役所へ電話をかけ申立人の国民年金保険料の免除を依頼したとしているが、申立人は同保険被保険者の資格喪失時点において、旧国民年金法第7条第2項第3号により申立期間の国民年金の加入資格が任意加入者となり、保険料の申請免除を受けることができない。

また、申立人は、国民年金の加入手続は、その妻が昭和59年11月ごろA市B区役所で行ってくれたはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出管理簿により、61年3月ごろ払い出されていることが確認できる上、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の資格取得日が61年4月1日となっていることから、申立期間当時、申立人の国民年金の加入手続は行われておらず、申立期間は未加入期間であったものと推認できる。

さらに、申立人は、その妻が電話で国民年金保険料の免除を依頼した際、A市B区役所の年金担当係から何も指示が無かったため、そのままよいと思っ

たとしている上、申立人は、保険料免除申請書を提出した場合に送付される結果通知書を受け取った記憶がないことから、保険料免除申請書の提出などの具体的な手続を行っていなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月、同年2月及び同年8月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月及び同年2月
② 昭和37年8月から41年3月まで

私は、申立期間について、A町の集金人、同町役場及び銀行で国民年金保険料を納付しており、特に、集金人には、納付済みなのに何度も督促された記憶があることから、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月の国民年金制度発足当初からB町で国民年金に加入し、同年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付しているが、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、当時の状況は不明である上、申立人は、国民年金の被保険者資格を取得した35年10月からC町の会社に勤務し、B町には居住していなかったとしている。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料をA町で納付したとしているが、i) 申立人の特殊台帳(マイクロフィルム)によると、同台帳がB町管轄のD社会保険事務所(当時)からA町管轄のE社会保険事務所(当時)に移管されたのは、昭和43年5月30日となっている上、昭和41年度及び42年度の国民年金保険料は、43年11月7日に過年度納付されていること、ii) A町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、41年度からの納付記録があるが、それ以前の記録が無いこと、iii) B町の国民年金被保険者カードには、36年4月から同年12月までの保険料の納付記録があるものの、その後の転出記録が無いまま保管されていたことなどから、A町で申立人が被保険者として管理されたのは、43年5月ごろと推測され、その時点で申立期間の保険料は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1674

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から52年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から52年8月まで

私は、昭和48年に友人から、専業主婦でも国民年金に加入できると教わり、同年5月ごろA市B区役所で加入手続を行った。国民年金保険料は、C銀行D支店（現在は、E銀行F支店）で半年分一括納付した。生活は苦しかったが、保険料は納付し続けていた。

昭和51年4月にG市に転居したが、子供の転校等の関係で、同年3月には転入届のほか、国民年金の継続手続も行った。現在所持している年金手帳には、昭和52年*月*日に任意加入したことになっているが、自分の誕生日に加入手続をするはずは無い。

昭和48年5月から国民年金に加入し、保険料を納付していたので、申立期間が未加入期間になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、友人に勧められ昭和48年5月ごろA市B区役所で国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人に国民年金の加入を勧めたとするその友人は既に死亡しているため、申立人に対する勧誘の有無等が不明である上、その友人も申立期間は国民年金の未加入期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年9月ごろG社会保険事務所（当時）から払い出されたことが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出され、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金の任意加入対象者である申立人が、国民年金被保険者資格取得前である申立期間の保険料をさかのぼって納付する

ことは制度上できないことから、当該期間の保険料を納付していたものとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から59年3月まで
昭和45年11月ごろ、私自身がA市役所で国民年金の加入手続を行った。
申立期間の国民年金保険料については、夫婦二人分を私がA市内の金融機関で納付していた。また、B職をしていたことから勤務地（C市、D市、E市及びF市）に国民年金保険料の納付書を持参して勤務地の金融機関で納付したこともある。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年11月ごろ、自身がA市役所で国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期については、その前後の記号番号の被保険者の状況調査により、60年4月ごろから同年12月ごろまでの間と推認でき、そのころに国民年金の加入手続が行われたものと考えられることから、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、A市では、昭和39年10月から49年3月までは国民年金の加入手続を行った被保険者に対し「預り証」を交付して国民年金手帳を同市が保管し、同年4月に同市による同手帳の保管を廃止し、郵送で被保険者に同手帳を返却しているが、申立人にはその記憶がない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、昭和58年度及び59年度の国民年金保険料については、過年度納付書及び現年度納付書で保険料を納付することが可能であったところ、申立人は^{さかのぼ}って保険料を納付したことはない^と述べている。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「国民年金の加入手続後は夫婦二人分の保険料を私がA市内の金融機関で納付した。また、主人がB職をしていたことから勤務地に保険料の納付書を持参して勤務地の金融機関で納付したこともある。」と述べているが、申立人の夫が所持している昭和45年度から55年度までのA市の国民年金保険料納入通知書兼領収証書により、A市内の金融機関で保険料を納付したことが確認できるが、同市以外の市町村で保険料を納付した形跡は見当たらない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1676

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年9月まで

私は、会社を退職する際に、国民年金に加入するよう言われたため、平成3年4月ごろ、A町役場（現在は、A市）において自身で加入手続を行い、同町役場で納付書により、約8万円の国民年金保険料をまとめて納付した。

領収書などの書類は無いが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月ごろ国民年金の加入手続を行い、その際に申立人が現在所持する年金手帳を提出したとしているが、当該手帳に国民年金手帳記号番号の記載は無く、A市の被保険者台帳及びオンライン記録においても、申立人に対し同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は、申立期間当時は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、オンライン記録により、申立人の申立期間の国民年金被保険者資格は、平成11年に国民年金の加入手続を行った際に初めて記録されたものであることが確認でき、その時点で申立期間の保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立期間当時の国民年金保険料は、申立人が述べている6か月で約8万円とする金額とは相違する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1677

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年9月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和41年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和61年9月から平成元年3月まで
昭和61年9月ごろ、私がA市内の大学に在学中に、両親がB市役所で国民年金の加入手続きを行ってくれたはずである。
申立期間の国民年金保険料については、父親がB市のC郵便局で納付書に現金を添えて納付してくれたはずである。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続きについて、昭和61年9月ごろ申立人の両親がB市役所で行ってくれたはずであると述べているが、i) B市の国民年金被保険者名簿により、平成3年10月に加入手続きの届出がなされたことが確認できること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、その前後の記号番号の被保険者の状況調査により、同年10月ごろと推認できること、iii) 申立人の母親は、申立人及びその弟の加入手続きについて、同じころに行つたと述べており、その弟の国民年金手帳記号番号は、申立人の同記号番号より前の同年7月から同年8月ごろまでに払い出されていると推認できることなどから、申立人が述べている加入時期等は、これらの事実と一致しない。

また、申立期間において、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が所持している年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が平成3年4月1日と記載されており、これはオンライン記録と一致することから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかつたと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料が納付されたことをうかがわ

せる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1678

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年6月から58年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月から58年11月まで

私は、20歳になった当時は学生でA市に住んでいたが、住所変更の手続を行っていなかったことから、B市の実家に国民年金加入勧奨の通知が届いたことを契機に、母親が、私の代わりに国民年金加入手続を行ってくれ、その保険料も私が厚生年金保険に加入するまで納付してくれていたことを、当時、母親から聞いていた。

その母親は既に死亡しているため詳細は不明だが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿索引表により、昭和59年5月以降にC市で払い出されたものであることが確認できるほか、同手帳記号番号の前後の記号番号の被保険者状況調査により、同手帳記号番号は、申立人が61年8月に国民年金第3号被保険者の資格を取得した時に払い出されたものと推定できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人の母親は、申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間当時に申立人が住所を定めていたB市において、申立人が国民年金に加入した記録は無く、申立期間当時、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、既に死亡しており、申立人は、その母親から年金手帳を受け取った記憶がないとしていることなどから、申立期間における国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から56年3月までの期間、57年10月から同年12月までの期間、58年7月から同年9月までの期間、59年7月から60年5月までの期間、60年8月から62年9月までの期間、62年12月及び平成3年12月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年7月から56年3月まで
② 昭和57年10月から同年12月まで
③ 昭和58年7月から同年9月まで
④ 昭和59年7月から60年5月まで
⑤ 昭和60年8月から62年9月まで
⑥ 昭和62年12月
⑦ 平成3年12月から4年3月まで

私の国民年金保険料は、私の妻が夫婦二人分の保険料を区役所又は銀行の窓口で納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立期間に係る申立人及び妻自身の国民年金保険料を納付書方式により区役所又は銀行で納付していたと述べているところ、A市が保管する昭和55年度から62年度までの各国民年金被保険者名簿及びB銀行の預金取引明細書により、申立期間①から⑥までの各申立期間については、同銀行の申立人名義の口座振替により保険料を納付しようとしたが、振替時点で預金残高が不足していたため、いずれの申立期間も保険料が引き落としされていないことが確認できる上、当該申立期間に係る保険料については、A市の国民年金被保険者名簿、同国民年金過年度納付記録簿、特殊台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録のすべての記録が未納で一致しているとともに、申立人の妻

も、申立期間①のうち昭和 55 年 7 月から同年 12 月までの期間、申立期間②から④までの各期間、及び申立期間⑤のうち 60 年 8 月から 61 年 8 月までの保険料が未納となっている。

また、申立期間⑦について、申立人は、A 市が保管する平成 3 年度国民年金被保険者名簿により、平成 3 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料を口座振替により納付している一方、同年 8 月に市外に転出していることが確認でき、オンライン記録により、同年 8 月 17 日に A 市から C 市に住所変更していること、及び同市を管轄する D 社会保険事務所（当時）が同年 8 月から同年 10 月までの保険料を過誤納として同年 12 月 21 日に還付決定し、4 年 4 月以降の保険料は納付済みであることが確認できるが、申立人及びその妻は、国民年金の住所変更届出、申立人が転居した後の保険料の納付方法及び還付手続きに係る記憶がなく、当時の保険料の納付状況が不明である。

さらに、A 市では、国民年金保険料の口座振替納付の申出があった被保険者に対しては、年度当初に当該年度分の納付書を発行することはなく、預金残高不足等の理由により保険料を振替できなかった場合は、翌月に再振替を行う旨通知し、それでも振替ができなかった場合には、当該未納月に係る納付書を発行・送付する扱いとなっていたが、申立人の妻は、口座振替納付の記憶が全くない上、年度当初に送付されてきた納付書により保険料を納付したと述べるのみで、申立期間に係る保険料の納付時期、納付場所及び納付方法が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間は 7 回に及び、国民年金手帳記号番号も特定されている状況下で、近接した期間にこれほどの回数 of 事務処理誤りが起こることも考え難いなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から同年12月までの期間、57年10月から同年12月までの期間、58年7月から同年9月までの期間、59年7月から60年5月までの期間及び60年8月から61年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年7月から同年12月まで
② 昭和57年10月から同年12月まで
③ 昭和58年7月から同年9月まで
④ 昭和59年7月から60年5月まで
⑤ 昭和60年8月から61年8月まで

私は、夫婦二人分の国民年金保険料を区役所又は銀行の窓口で納付書に現金を添えて納付していた。国民年金保険料納付時には、納付期限ごとに納付書を切り離して納付する方法であったことから、保険料に未納があれば分かるはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料を申立人自身が納付書方式により区役所又は銀行で納付していたと述べているところ、A市が保管する昭和55年度から62年度までの各国民年金被保険者名簿及びB銀行の預金取引明細表により、申立人は申立期間①から⑤のすべての期間については、同銀行の申立人の夫名義の口座振替により保険料を納付しようとしたが、振替時点で預金残高が不足していたため、いずれの申立期間も保険料が引き落としされていないことが確認できる上、当該期間に係る保険料については、A市の国民年金被保険者名簿、同国民年金過年度納付記録簿、特殊台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録のすべての記録が未納で一致しているとともに、申立人の夫も、当該期間に係る保険料が未納となっていることが確認できる。

また、A市では、国民年金保険料の口座振替納付の申出があった被保険者に

対しては、年度当初に当該年度分の納付書を発行することはなく、預金残高不足等の理由により保険料を振替できなかった場合は、翌月に再振替を行う旨通知し、それでも振替ができなかった場合には、当該未納月に係る納付書を発行・送付する扱いとなっていたが、申立人は、口座振替納付の記憶が全くない上、年度当初に送付されてきた納付書により保険料を納付したと述べるのみで、当時の保険料の納付時期及び納付方法が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間は5回に及び、国民年金手帳記号番号も特定されている状況下で、近接した期間にこれほどの回数の事務処理誤りが起こることも考え難いなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請を A 市 B 区役所で行ったはずなので、申立期間における夫の保険料が免除されているのに、私だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の免除申請を A 市 B 区役所で申立人の夫の免除申請と併せて行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の年金手帳記号番号を持つ第 3 号被保険者の資格取得状況調査により、昭和 63 年 4 月ごろに払い出されたものと推認でき、申立人に別の年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人は、この時期に国民年金の加入手続を行い、被保険者資格を 62 年 4 月にさかのぼって取得したものと考えられる。このため、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であったものと推認でき、国民年金の未加入期間は、国民年金保険料の免除を申請することはできない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時点において、申立期間の一部の期間の国民年金保険料については、免除申請することは可能であったものと推認できるが、申立人は、夫婦二人分の期間の免除申請手続を行ったとすることで、申立人自身の免除申請についてその夫と別に手続を行った記憶がない。

さらに、A 市が保管する昭和 62 年度国民年金被保険者名簿では、申立期間の保険料が未納と記録されており、この記録はオンライン記録とも一致している上、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（申請書の本人控等）が無く、ほかに当該期間の保険料が免除されて

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1682

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月から57年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月から57年4月まで

私は、A県B市にあったC商店で働いていた時に、店主の奥さんから国民年金に加入するよう勧められた記憶があり、その奥さんが私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も納付してくれたと思うので、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年3月からA県B市にあったC商店に勤務しており、店主の妻から国民年金に加入するよう勧められ、その妻が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれたと思うと述べているところ、当時の店主の妻は、若い従業員から給料を預かって積立預金等を行っていたが、国民年金については、従業員の加入手続及び保険料納付を行ったことは無いと供述している上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないことから、当時の状況が不明である。

また、申立人が当時居住していたA県B市の国民年金被保険者名簿には、申立人に該当する記録が無く、これはオンライン記録とも一致している上、国民年金手帳記号番号払出簿においても、申立人に年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間については、国民年金の未加入期間であったものと推認でき、未加入期間は国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2492

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年9月30日から23年1月1日まで
昭和22年3月31日にA社に入社し、26年1月31日まで勤務していた。
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社又は同社の関連会社であるB社(昭和48年にC社に商号変更。平成19年に吸収合併により、現在はD社)において、大半の期間については同保険の加入記録は確認できた。しかし、申立期間については、いずれの会社においても同保険の加入記録が無い。

退職するまで継続して勤務していたので、申立期間についていずれかの会社における厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が生前に残したメモを基に作成された年譜及びD社の回答から判断すると、申立人が、申立期間にB社と関連会社の関係にあったA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、商業登記簿謄本によると、昭和27年2月に解散しており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について関連資料等を得ることができない上、事業所記号番号払出簿によると、同社は、24年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、D社に申立人のA社及びB社に係る厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、同社では、「保存されていた申立期間当時のB社に係る健

康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、当該名簿の欄外にA社を表すとみられる「*」の文字が表示されている者が申立人を含め10人確認できる。A社が昭和24年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから判断すると、A社では、同社が厚生年金保険の適用事業所になるまでの間は関連会社であったB社において厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたと思われる。」と回答する一方、「合併時に引き継がれた文書において、申立期間当時、B社では、経営状態が悪く社会保険料を圧縮するために、労使合意の上、勤務は継続させたまま昭和22年10月30日付けで多くの社員について社会保険の被保険者資格をいったん喪失させ、数か月から約1年後に被保険者資格の再取得の手続を行った。再取得するまでの間は、給与から厚生年金保険料等の社会保険料は控除していない旨の申し送りが記録されている。また、同年9月についても、22年9月30日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、23年1月1日付けで被保険者資格を再取得している者が多数みられる。これらのことから判断すると、A社の社員であった申立人についても、B社の社員と同様の手続が行われたものと思われる。」と回答しており、この回答とB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録(昭和22年9月30日付けで申立人を含む118人が被保険者資格を喪失し、23年1月1日に申立人を含む37人が被保険者資格を再取得。)とは符合している。

加えて、上述「*」表示が確認できる9人(申立人を除く。)のうちオンライン記録によりその生存及び所在が確認できた一人に照会したところ、回答が得られなかったことから、B社に係るオンライン記録に加入記録がある同僚5人に照会したところ、4人から回答を得られたが、このうち申立人を記憶していた唯一の同僚は、「昭和22年5月1日から26年8月1日までA社E支店に勤務していた。年金記録によると、22年5月1日から同年9月30日までの期間及び23年1月1日から24年9月1日までの期間はB社において、また、同年9月1日から26年8月1日までの期間はA社において、それぞれ厚生年金保険の加入記録はあるが、22年9月30日から23年1月1日までの期間については、申立人と同様、加入記録が無い。加入記録が無い期間において厚生年金保険料が控除されていたかどうか分からない。」と供述している。

その上、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2493 (事案 1535 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 5 月 1 日から 59 年 4 月 1 日まで
② 昭和 59 年 6 月 1 日から 60 年 4 月 30 日まで
③ 昭和 60 年 6 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
④ 昭和 61 年 4 月 1 日から 62 年 12 月 1 日まで

申立期間①及び②については、昭和 58 年 5 月から 60 年 4 月 30 日まで A 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格記録によると、59 年 4 月 1 日資格取得で同年 6 月 1 日資格喪失となっており、申立期間の記録が欠落している。

申立期間③については、B 社 (現在は、C 社) に勤務していた。

申立期間④については、D 社に勤務していた。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、すべての申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい旨を第三者委員会に申し立てたところ、認められないとの通知をもらった。

今回、新たな資料等はないが、私が年金加入に対し強い関心を持ちながら就労してきた経緯及び心情等を考慮して、すべての申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、③及び④については、以下のことを理由として既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 12 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間①について、i) A 社が保管する社会保険被保険者台帳によると、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 59 年 4 月 1 日と記載されており、社会保険事務所 (当時) の記録により確認できる同

社における申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日と一致すること、ii) 申立人が名前を挙げた同僚は、「私が入社（昭和 59 年 1 月 1 日資格取得）する以前から申立人は勤務していた。」と述べているが、申立人の厚生年金保険の加入状況については確認できないこと、iii) 申立人と同職種の同僚は、「E 職に必要な試験に合格した後に正社員になったが、それまでの数か月間は試用期間であるので厚生年金保険には加入しておらず、給与から保険料は控除されていなかった。」と述べており、同社も、「当時 E 職員は、採用後 3 か月程度は試用期間があり、その間は正社員ではないので厚生年金保険には加入させておらず、保険料も控除していない。」と回答していること、iv) 申立期間①における雇用保険の被保険者記録が無い上、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無いこと、v) 申立期間①の一部である 58 年 5 月 2 日から同年 9 月 27 日までは、C 社が保管する人事記録により、申立人が同社に在籍していることが確認できる上、社会保険事務所の記録から、同年 9 月 1 日から同年同月 28 日まで、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できること、vi) このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないこと等。

申立期間②について、i) 申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間②当時に A 社において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者に照会したが、申立人が申立期間②に同社に勤務していたことを確認できる供述は得られないこと、ii) 同社が保管する社会保険被保険者台帳によると、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和 59 年 6 月 1 日と記載されており、社会保険事務所の記録により確認できる同社における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日と一致すること、iii) 申立期間②における雇用保険の被保険者記録は無い上、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと等。

申立期間③について、i) C 社が保管する人事記録によると、申立人の入社日は昭和 58 年 5 月 2 日、退職日は同年 9 月 27 日と記録されており、申立期間③に申立人が同社に勤務していたことは確認できない上、同社は、「当社の E 職員は、成績に応じて採用から 4 か月、5 か月及び 6 か月経過後に厚生年金保険に加入させていたため、入社と同時に同保険に加入させていない。」と回答しているところ、社会保険事務所の記録によると、申立人は、入社から約 4 か月経過後の 58 年 9 月 1 日に同社において厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 9 月 28 日に資格喪失していることが確認できること、ii) 申立人が名前を挙げた同僚は、「入社時に、申立人と一緒に研修を受けたと思うが、申立人は短期間で辞めたと思う。入社後 3 か月ぐらい試用期間があり、昭和 58 年 9 月から正社員になったと同時に厚生年金保険に

加入したと記憶している。」と述べているところ、社会保険事務所の記録により、当該同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同日の58年9月1日であることが確認できるが、申立期間③における同保険の加入記録は確認できないこと、iii) 社会保険事務所の記録により、申立期間③において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる6人に照会し、回答があった4人全員が、「申立人の名前は聞いたことがなく、勤務していたかどうか分からない。」と述べており、このうち、後にF職になったとする者は、「当時勤務していた同僚数人にも聞いたが、申立人の名前に記憶がないとのことであった。」と述べていること、iv) 申立人の同社における雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の加入記録と一致しており、申立期間③における加入記録は無い上、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか申立期間③の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと等。

申立期間④について、i) D社が保管する人事記録によると、申立人の委任契約締結日(採用日)は昭和62年10月4日、登録抹消日は同年12月31日と記録されており、同社は、「申立期間④の一部については、申立人はE職員として当社に在籍していたことが確認できるが、当時は、採用4か月目から社会保険に加入させていたため、申立人を厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していない。」と回答していること、ii) 申立人が名前を挙げた同僚は、「私は、昭和62年7月ごろから勤務していたが、申立人は私より少し後から勤務していた。入社後3か月間の試用期間があり、その間は正社員ではないので厚生年金保険には加入しておらず、給与から保険料は控除されていなかった。」と述べているところ、社会保険事務所の記録により、当該同僚は、62年10月1日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できること、iii) 社会保険事務所の記録により、申立期間④において同社の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる6人に照会し、回答があった2人は共に、「申立人が勤務していたかどうか分からない。」と述べており、申立人の申立てを確認できる供述を得ることはできないこと、iv) 申立期間④における雇用保険の被保険者記録は無い上、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと等。

- 2 今回の申立てについて、申立人は、新たな資料、情報等を提出することなく、「私は年金加入に対し強い関心を持ちながら就労してきた。その経緯及び心情等を考慮して、すべての申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張しているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない

いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2494

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月 21 日から 57 年 4 月 30 日まで

昭和 53 年 4 月から 56 年 5 月 20 日まで、A 社（現在は、B 社）の C 支店に勤務していたが、その翌日の同年 5 月 21 日から子会社として D 社が発足したことから、その会社の所属に変更になった。しかし、給与体系に変更は無く、厚生年金保険料もそれまで同様に控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、期間は特定できないものの申立人が D 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D 社は、適用事業所名簿及びオンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、商業登記簿謄本により、昭和 56 年 5 月 * 日に E 地方裁判所の破産登記が確認できる。

また、オンライン記録により、申立期間の直前において申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できる B 社に照会したところ、「当社が保管している当時の事務担当者が記載した『保険加入記録書』によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和 56 年 5 月 21 日となっている。その後のことについては分からない。」と回答している。

さらに、オンライン記録により、申立期間の直後において申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できる F 社については、申立人及び複数の同僚が、「F 社は、D 社が倒産したことから、当時の業務を引き継いで新たに設立された。」と供述しているところ、F 社の商業登記簿謄本によると、同社の設立年月日は昭和 56 年 6 月 * 日であり、申立人は同日に同社の取締役就任していることが確認できる上、申立人の雇用保険の被保険者記録によると、同年

5月20日にD社を離職した後に求職者給付等を受給し、その後、同年9月1日にF社において同被保険者資格を取得している。

加えて、申立人がD社において一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚のうち所在の確認ができた7人、オンライン記録によりA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚3人、及びF社において同被保険者記録が確認できる同僚二人の合計12人に照会し7人から回答が得られたところ、そのうち3人が「申立人は、D社には、昭和56年5月まで勤務していた。」と供述している。

その上、オンライン記録により、D社の代表取締役は、昭和56年5月21日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失後、国民年金に加入し、同保険料を現年度納付していることが確認できる。

なお、オンライン記録により、F社は、昭和57年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同社の当時の代表取締役についても、申立人と同様に、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 9 月 1 日から 33 年 11 月 20 日まで

A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録を確認することができないが、間違いなく同社に勤務し、申立期間に係る給与から同保険料が控除されていたと思うので、同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、申立期間当時に撮影されたものと推認できる写真の写し、及び申立期間に申立人と共にA社に勤務していた申立人の夫と妹の供述から判断すると、入退社日は特定できないものの、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿によると、A社は、昭和 33 年 11 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本においても、32 年 6 月 10 日に解散していることが確認できる上、同社の事業内容を継承したB社についても、商業登記簿謄本において、49 年 10 月 1 日に解散していることが確認できることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び同保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が申立期間において共にA社に勤務していたとする申立人の夫及び妹は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社における厚生年金保険の加入記録が確認できるとともに、二人共に「申立人は申立期間においてA社のC部に勤務していたが、私は工場内において、D業務に従事していた。共に勤務していた私が、同社において厚生年金保険に加入していることから、申立人についても同様のはずである。」と供述しているものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、いずれもが「全

く分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間における同保険料の控除をうかがわせるような供述を得ることができない。

さらに、申立人は、申立期間当時の代表取締役及び取締役並びに申立人が名前を挙げた申立人の夫と妹以外の同僚に対して照会を行うことを希望していないことから、申立人の申立内容を裏付けるような関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとも考え難い。

その上、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 6 日から 38 年 3 月 26 日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間は脱退手当金を受給しているため年金額に算入されないとの回答があった。
脱退手当金を請求したことも、もらった覚えもないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人の整理番号の前後 50 人の女性で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 3 月 26 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 6 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、3 人（申立人を含む。）に脱退手当金の支給記録が確認できる上、全員が資格喪失日から約 2 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日の約 2 か月後（昭和 38 年 6 月 18 日）に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の厚生年金被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したため番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2497

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 9 月ごろから 47 年 11 月ごろまで
② 昭和 47 年 11 月ごろから 55 年 5 月 13 日まで

申立期間①はA氏が経営するB社に、申立期間②はC社に勤務していた。それぞれの事業所で、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、各申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務していたとするB社は、同事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記簿謄本の記録は無いものの、申立人が代表者であったとする者を代表取締役とするD社が存在したことが商業登記簿謄本により確認でき、申立人が名前を挙げた同僚が取締役であったことが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、昭和 51 年 1 月 16 日にD社の代表取締役になっていることが確認できる者に照会したところ、「申立人が勤務していたとするB社については知らないが、申立期間当時、申立人は、A氏（申立期間①当時、D社の代表取締役であった者）の下で勤務していた。」と述べていることから、期間の特定はできないものの、申立人はA氏が経営する事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が勤務していたとするB社は、オンライン記録において、同事業所名及び類似の名称等での確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、申立人は、当該事業所では「私を含め3人が勤務していた。」と述べていることから、申立期間①当時は、厚生年金保険の強制適用事業所としての要件を満たしていなかったと考えられる。

また、オンライン記録により、前述のD社についても、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとする二人は既に死亡しており、申立期間①における申立人の厚生年金保険料控除について確認できる資料及び供述を得ることができない上、当該二人についても、申立期間①における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人が名前を挙げた同僚は、「私は、昭和 50 年 4 月ごろからC社に勤務していたが、申立人は私より先に勤務していた。」と述べていることから、勤務の始期は特定できないものの、申立人が申立期間②中にC社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 54 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日以前は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 58 年 12 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び供述を得ることができない。

さらに、前述の同僚は、「昭和 54 年 8 月 1 日より前の勤務期間についても、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と述べており、申立人の主張と同様の供述を行っているものの、厚生年金保険料控除について確認できる資料等は得られない上、オンライン記録により、当該同僚及び事業主は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和 54 年 8 月 1 日）に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間②のうち同日以前の期間については、当該事業所における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、C社の次に勤務したとするD社（現在はE社）において、昭和 54 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、同社が保管する申立人に係る従業員名簿によると、申立人の入社日は同年 3 月 3 日と記載されていることから、申立期間②のうち同日以降の期間については、既にD社に勤務していたことが確認できる。

その上、オンライン記録によると、申立期間②のうち昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの期間については、国民年金保険料の申請免除期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2498

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から 51 年 2 月まで

申立期間はA県B市にあったC社に勤務し、D係に所属してE業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。在職中は特に景気が悪いということはない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のC社における業務内容に係る供述が具体的であること、及び当該供述が、同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者の供述によっても裏付けられることから判断すると、期間及び身分は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿によると、C社は昭和 42 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となった後、45 年 10 月 11 日に同保険の適用事業所に該当しなくなり、その後の 46 年 8 月 1 日に再度適用事業所となった後、47 年 12 月 1 日には再び適用事業所に該当しなくなったことが確認でき、申立期間の大半について同保険の適用事業所であった形跡が無い上、当該事業所の被保険者名簿によれば、当該事業所の事業主であった者も、同年 3 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが確認でき、この一方で、同人の所在は不明であることから、申立人の勤務状況及び当該事業所における同保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 3 人のうち 2 人

については、当該事業所の被保険者名簿によれば、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、申立人が姓しか記憶していないことから個人を特定することができず、他の一人については、当該事業所の被保険者名簿において同姓の者一人が昭和46年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、47年3月31日に同資格を喪失した記録が確認できるものの、同人の所在は不明であることから、申立人の勤務状況及び当該事業所における同保険の適用状況について確認することができない。

さらに、当該事業所の被保険者名簿により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していた期間において同保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が判明した者30人に照会したところ、回答があった17人から、当該事業所が同保険の適用事業所に該当していた期間において申立人が当該事業所に勤務していたことをうかがわせる供述は得られない上、このうち昭和41年10月から47年5月までD係であったと供述する一人も、「私が勤務していた時、申立人はいなかった。また、昭和46年1月に社員旅行で温泉に行った時の記念写真には約30人の社員が写っているが、この中にも申立人はいない。」と供述しており、ほかに申立人が、当該事業所が同保険の適用事業所に該当していた期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、「在職中は特に景気が悪いということはない。」と主張するが、前述の回答者17人のうち昭和47年3月又は同年5月に退社したと供述する6人は、いずれも「退社するころには事業が行き詰まって経営が苦しくなり、債権者が押し掛けたり、給料を遅配したりしていた。」と供述しているほか、同年8月に退社したと供述する一人は、「給料の支給が遅れるようになったため、見切りをつけて辞めた。」と供述しており、同年12月に退社したと供述する他の一人は、「会社の経営は傾いていた。社長から、取引先からの電話には居留守を使うよう指示されていた。」と供述しているところ、商業登記簿謄本の記録により、当該事業所は49年12月3日に解散していることが確認できる。

一方、申立人は、C社において昭和45年3月から勤務していたと主張する一方で、「私は27歳(昭和47年)で結婚したが、入社した時は既に結婚していた。ただし、第一子(昭和49年生まれ)が生まれる前であった。」と具体的に供述していることを踏まえると、申立人が当該事業所に入社した際には、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていたことがうかがわれる。

その上、上述の回答者17人のうち、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和47年12月1日以降も継続して当該事業所に勤務していたと供述する者二人から、同日以降の期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

なお、当該事業所の被保険者名簿においては、申立人の氏名は無く、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難く、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2499

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 1 月 1 日まで

申立期間はA社に勤務し、B作業に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。退職時に厚生年金保険被保険者証を受け取った記憶はあるが、健康保険証については退社時に返納した記憶はあるものの、入社時に受け取った記憶がない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者の供述から判断すると、期間及び身分の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は平成 14 年 10 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の代表取締役も既に死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできず、商業登記簿謄本の記録により、当時当該事業所の取締役であったことが確認できる者に照会したものの、「当時、私は実務を担当していなかったため、社会保険については分からず、申立人についても記憶がない。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚3人のうち、個人を特定することができ、生存及び所在が確認された者一人に照会したものの、回答は得られず、他の一人は既に死亡しているほか、別の一人は申立人が姓しか記憶していないことから個人を特定することができないため、これらの者か

ら申立人に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

さらに、オンライン記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が判明した者 15 人に照会したところ、回答があった 9 人のうち、経理事務担当者であったと供述する者を含む 4 人は、いずれも「当時、入社後約 3 か月の臨時雇用期間又は見習期間があり、この期間は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しており、このうち当該事業所が同保険の適用事業所となった後に当該事業所に入社したと供述し、かつ、勤務期間に係る供述が得られた二人のうち一人は、当該事業所の被保険者名簿によれば、自身が記憶する入社時期から 3 か月後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できるほか、当該回答者 9 人のうち他の 2 人は、いずれも「採用されてから 3 か月後に厚生年金保険に加入した。」と供述している上、これらの者から同保険の被保険者資格を取得する前の期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、C 健康保険組合に照会したところ、「A 社は平成 14 年まで当組合に加入していたが、当時の組合員台帳において申立人の加入記録は無い。」と回答している。

その上、当該事業所に係る被保険者名簿においては、申立人の氏名は無く、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2500

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 1 日から 60 年 8 月 5 日まで

昭和 58 年 5 月 1 日から平成 7 年 8 月 31 日まで、夫が代表取締役であったA社（その後、B社、C社）に勤務し、D業務の補助業務に従事していたが、D業務担当者が退職した際に同人から社会保険事務を引き継ぎ、その数か月後に自分で厚生年金保険被保険者の資格取得届出を行ったにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社で一緒に勤務していたとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間において同社にD業務担当者として勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人は、当初は「昭和 58 年 5 月にA社に入社すると同時に、自身の厚生年金保険被保険者資格取得届を自分で書いて社会保険事務所（当時）に提出した。」と供述していたものの、その後、「入社後数か月はD業務担当者の補助として勤務しており、この間は社会保険には加入していなかった。具体的な時期は記憶していないが、同人が退職して数か月後に、自身の厚生年金保険被保険者資格取得届を自分で書いて社会保険事務所に提出した。」と供述しており、当該事業所の社会保険事務担当者であったにもかかわらず、自身の厚生年金保険被保険者資格取得届出を行った時点に係る記憶が明確ではない。

また、申立人は、「自身の厚生年金保険被保険者資格取得届出を行った際に、一緒に届け出た者はいなかった。」と供述しており、これらの者の厚生年金保

険加入状況から申立人の厚生年金保険被保険者資格取得時点を特定することもできない。

一方、申立人は、当初、「自身の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所に提出した時の事業所名は、C社ではなく、A社であった。」と主張していたが、これは、申立人のねんきん特別便において、昭和60年8月5日から平成7年8月31日までの厚生年金保険被保険者期間に係る事業所名が、C社と記載されていたことによるものと考えられるところ、オンライン記録によれば、当該事業所に係る厚生年金保険の適用事業所名が、A社からB社に変更されたのは昭和62年8月1日であり、さらにC社に変更されたのは平成7年1月17日であることが確認できることを踏まえると、申立人が当該届出を行った時点が昭和60年8月5日であったとしても、申立人の記憶とは矛盾しない。

さらに、申立人は、「私の弟もA社に係る厚生年金保険加入記録が欠落していたが、調査の結果、記録漏れとなっていたことが確認されたと聞いている。」と主張するが、オンライン記録によれば、申立人の弟のA社に係る昭和57年11月1日から58年3月25日までの厚生年金保険被保険者記録が平成20年9月30日に同人の被保険者記録に統合されたことは確認できるものの、これは、同人が13年7月16日に氏名変更する以前の旧姓で管理されていた記録が統合されたものであることから、申立期間以降に氏名変更を行っていない申立人とは事情が異なっている。

加えて、申立人は、「申立期間後に社名を何度も変更したために申立期間の厚生年金保険被保険者記録が正しく引き継がれなかったのではないか。」と主張するが、当時の被保険者記録に記載されていた健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）は、適用事業所名称が変更された場合には事業所記号欄のみを訂正した上で継続して使用されるものであったところ、申立人のA社に係る被保険者原票についても、同社からB社に事業所名称が変更された後も継続して使用されたことが確認できるとともに、同原票に記載された厚生年金保険被保険者資格取得日はオンライン記録と合致している上、同原票において記載の訂正又は書換えが行われた形跡も無く、ほかに申立人の当該事業所に係る被保険者記録がオンライン記録に反映されなかったことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、当該事業所の代表取締役であった申立人の夫の被保険者原票によると、同人が昭和49年7月1日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立期間において継続して同保険の被保険者であったことが確認できる一方で、同原票の被扶養者欄には申立人の名前が記載されているとともに、扶養終了年月日欄には「60. 8. 5」と記載されていることから、申立人は申立期間において申立人の夫の被扶養者であったことが確認できる上、当該日付は申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日と合致してお

り、ほかに申立人が、59年4月1日に自身の厚生年金保険被保険者資格取得届出を社会保険事務所に行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2501

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 5 月 10 日から 43 年 12 月 15 日まで
② 昭和 44 年 5 月 1 日から 45 年 12 月 5 日まで
③ 昭和 46 年 6 月 1 日から 50 年 11 月 30 日まで

申立期間①はA県B市にあったC社に、申立期間②は同市にあったD社に、申立期間③は同市にあったE社に、それぞれ季節雇用のF作業員として勤務していたが、いずれも厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録により、申立人が、当該期間のうち昭和 41 年 4 月 27 日から同年 12 月 10 日までの期間、42 年 4 月 6 日から同年 12 月 15 日までの期間及び 43 年 4 月 10 日から同年 12 月 5 日までの期間においてC社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿によれば、当該事業所は平成 7 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認でき、当時の事業主は既に死亡している上、商業登記簿謄本の記録により、当時の役員であったことが確認でき、生存及び所在が判明した者に照会したものの、回答は得られず、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 5 人のうち、二人は既に死亡しているほか、他の二人については、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によれば、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、

このうち一人は申立人が姓しか記憶していないことから個人を特定することができず、生存及び所在が判明した者二人に照会したものの、回答があった一人は、「当時、従業員全員が厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。」と供述しており、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

さらに、当該同僚5人のうち当該事業所の被保険者名簿により当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者3人については、このうち一人は申立期間①において当該事業所で同保険の被保険者であった形跡が無いほか、他の二人は、申立期間①以前の昭和37年又は39年から当該期間後の45年まで継続して当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できることを踏まえると、当時は季節雇用者であったとする申立人とは立場が異なっていたものと考えられる。

加えて、申立人は、「当時、季節雇用者は10人ぐらいいた。」と供述しているところ、当該事業所の被保険者名簿によれば、申立期間①の全部又は一部の期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者11人のうち8人は女性であり、この一方で、男性3人は、いずれも、昭和30年代後半から45年まで、7年間から8年間継続して同保険の被保険者であったことが確認できることから、申立期間①において、当該事業所で季節雇用者であった男性が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、当該事業所に係る被保険者名簿においては、申立人の氏名は無く、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人は、申立期間①のうち昭和40年6月3日から同年6月30日までの期間において、当該事業所とは異なる事業所で同保険の被保険者であったことが確認できる。

2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録により、申立人が、当該期間のうち昭和44年5月1日から同年12月5日までの期間及び45年5月1日から同年12月5日までの期間においてD社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿によると、B市に所在するD社が厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無い上、商業登記簿謄本の記録により、同社の代表取締役であったことが確認できる者は所在が不明であるほか、役員であったことが確認できる者も所在が不明であるか又は個人を特定することができないことから、これらの者から当該事業所における厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚4人については、申立人が姓しか記憶していないことから個人を特定することができな

いため、これらの者からも当該事業所における厚生年金保険の適用状況及び同保険料の給与からの控除の状況について確認することができない。

- 3 申立期間③については、雇用保険の被保険者記録により、申立人が、当該期間のうち昭和46年6月1日から同年11月30日までの期間、47年5月1日から同年11月30日までの期間、48年5月1日から同年11月30日までの期間、49年5月1日から同年11月30日までの期間及び50年5月1日から同年11月30日までの期間においてE社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿によると、B市に所在するE社が厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無い上、商業登記簿謄本の記録により、同社の代表取締役であったことが確認できる者は所在が不明であるほか、役員であったことが確認できる者も個人を特定することができないことから、同社の清算人であった者に照会したところ、「E社は厚生年金保険に加入しておらず、雇用保険にのみ加入していた。」と回答しており、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことをうかがわせる供述は得られなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚3人のうち2人については、申立人が姓しか記憶していないことから個人を特定することができないため、これらの者から当該事業所における厚生年金保険の適用状況について確認することができない一方で、他の一人に照会したところ、「私は社長の二男と同級生であったが、申立期間③当時は中学生であったため、E社には勤務していない。同社には申立期間③後の昭和53年5月から59年11月まで勤務したが、当時、同社は社会保険に加入しておらず、社会保険料を給与から控除されることもなかった。」と供述している上、オンライン記録によれば、同人は、当該事業所に勤務していたとする期間において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は申立期間③において国民年金に加入するとともに、当該期間のうち昭和47年4月から49年3月までの期間についてその保険料をすべて納付しているとともに、同年4月から50年11月までの期間についてはその保険料の免除申請を行っていることが確認できるほか、当該事業所の代表取締役も、申立期間③を含む35年10月から56年3月までの期間において国民年金に加入するとともに、その保険料をすべて納付していることが確認できる。

- 4 B市が保管する国民健康保険加入記録によれば、申立人は、申立期間②及び③を含む昭和44年5月12日から現在まで、同市において同保険の被保険者であったことが確認できる。
- 5 このほか、申立人の各申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2502

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 11 月 1 日から 57 年 12 月 5 日まで
昭和 56 年 11 月 1 日から 57 年 12 月 5 日まで、当時勤務していた会社の上司の紹介により、A社(現在は、B社)に入社し、C専門職として勤務した。
当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に勤務するに至った経緯に関する供述内容及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中に同社で勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所では、「申立期間当時の資料が無く、当時の状況を知る者もいないため、申立人の勤務実態等について不明である。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、当該事業所において、複数の同僚が、申立期間当時の経理事務担当者として名前を挙げた同僚に照会したところ、回答が無い上、申立人が事務担当者として名前を挙げた同僚は、既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険の適用等について供述を得ることができない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)から、申立期間当時、厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚 46 人に照会したところ、申立人と同職種(C専門職)の同僚 4 人から回答を得られたが、このうちの一人は、「A社では、C専門職の厚生年金保険の加入について、本人の希望の有無で取扱いが異なっていた。申立人は、給与の手取額を多くする

ため雇用保険及び厚生年金保険等に参加しない日給月給の雇用形態を希望し入社した。このため、申立人は給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」との回答があった上、残りの3人からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなかった。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は当該事業所に係る加入記録が無く、これは先述の同僚の供述とも符合する。

その上、当該事業所に係る被保険者原票には、申立期間において申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 1 日から 47 年 10 月 30 日まで

A 社の下請けであった B 社に昭和 40 年 5 月 1 日から 47 年 10 月 30 日まで、主に C 業務の仕事で勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

B 社に勤務していた当時の作業所及び同僚 7 人の名前を覚えており、勤務していたことは確かなので、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人が名前を挙げた 7 人の同僚のうち 5 人の名前が B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)により確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人は B 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、B 社は申立期間のうち、昭和 44 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になり、52 年 10 月 4 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるが、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について、確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚のうち所在が確認できた 3 人及び B 社に係る被保険者原票から所在が確認できたその他の同僚 4 人の合わせて 7 人に照会したところ、4 人から回答を得られたが、申立人が名前を挙げた同僚の一人は、「申立人は勤務していたと思うが、会社の社会保険の事務手続については分からない。また、B 社は A 社の D 班が独立した会社であった。」と供述し、残る 3 人は、「申立人の名前には記憶がない。B 社は一部の従業員のみしか厚

生年金保険に加入させておらず、一般作業員（季節労働者）は加入させていなかった。」と供述している上、そのうちの一人は「A社D班当時、E職及びF職のみが同社の準社員扱いで厚生年金保険に加入していた。」と供述しており、申立人の厚生年金保険の適用状況に係る供述を得ることができなかった。

さらに、オンライン記録では、i) B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和44年10月1日であること、ii) 申立期間に係る同社の被保険者原票に申立人の名前は確認できず、かつ健康保険の整理番号に欠番が無いこと、iii) 申立人の名前の「G名義」又は「H名義」のいずれの名前により検索しても、同社がA社から独立する前に申立人が勤務していたとみられるA社において厚生年金保険に加入していた形跡が見当たらないこと、iv) 申立人が44年10月4日に国民年金に加入し、同年10月から48年3月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立期間に係る申立人の雇用保険の加入記録では、昭和44年1月15日から47年12月15日までの期間に事業所名は確認できないものの1年未満の有期雇用により5度の期間にわたり3事業所に勤務していたことが確認できる。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。